

大田市木材利用行動計画

平成 25 年 4 月 1 日策定

平成 28 年 4 月 1 日改正

令和元 年 9 月 2 日改正

令和 6 年 3 月 27 日改正

1. 計画策定の趣旨

この計画は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき策定した大田市木材の利用促進に関する基本方針を受けて、市が整備する公共建築物等の具体的な目標等を定める。

2. 基本的事項

(1) 対象範囲

- ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ② 市が整備する道路、河川、治山、公園、農業農村、漁場の公共工事における土木構造物
- ③ 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

(2) 地元産木材の定義及び優先順位

大田市産木材及び島根県産木材を地元産木材とし、できる限り大田市産木材を優先する。

3. 取り組み目標

(1) 公共建築物の木造化・木質化

① 木造化の基準及び取り組み目標

《木造化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ 16m 以下かつ 3 階以下で、延べ面積 3,000m² 以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図るとともに、平成 27 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 m² を超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、以下に掲げる場合を除き、原則として木造化とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

また、木造化が困難な施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合
ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

《取り組み目標》

目 標: 毎年度の木造化施設率 = 100%

算定式: 木造化施設率 = (木造化施設数 / 木造化可能施設数) × 100

〔留意事項〕

○「木造化可能施設数」は、市が整備する公共建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。

○「木造化施設」とは、構造上重要な部分(柱、梁、桁など)に 50%以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

(木材の使用割合条件)

・木材使用量の概ね 70%以上を国産材とし、うち地元産木材を 50%以上使用すること

②内・外装の木質化の基準及び取組み目標

《内・外装の木質化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁等の内・外装を可能な限り木質化を図る。

《取組み目標》

目 標: 毎年度の木質化施設率 = 100%

算定式: 木質化施設率 = (木質化施設数 / 木質化可能施設数) × 100

〔留意事項〕

○「木質化可能施設数」は、市が整備する公共建築物数とする。

○「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合(木質化率※)が 50%以上の施設とし、次の基準を満たすものとする。

(木材の使用割合条件)

・施工面積の概ね 70%以上を国産材とし、うち地元産木材を 50%以上使用すること

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

③建具等

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等(窓枠を含む)の建具等は、地元産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する建具等の利用例)

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓(窓枠を含む)、家具 等
-----	----------------------------

(2)公共土木工事における地元産木材の利用

《地元産木材利用の基準》

市が行う公共土木工事のうち工事費が3千万円を超える工事については、次表の木材利用例を基本として地元産木材の活用を図り、その他の工事においても、特に市民及び来訪者の目に触れる機会の多い工事箇所については、地元産木材の積極的な活用を検討する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(活用を図る公共土木工事における木材利用例)

道路	間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工所用看板、仮設防
----	-----------------------------------------

	護柵 等
河川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
治山	治山ダム、護岸工、流路工、土留工、柵工、筋工、法枠工、防風柵、落石防止柵緩衝材、沈床工、スギ合板型枠、残置型枠、工事用看板 等
公園	木製ガードレール、木製デリネーター、案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業農村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
漁場	間伐材魚礁、工事用看板 等

(3) 地元産木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、地元産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する木製品の利用例)

備品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、カード立て、文房具 等

4. 推進体制

(1) 庁内の推進体制

公共部門の木材利用について、産業振興部長を会長とし、木材利用関係部局の課長を構成員とする「大田市木材利用連絡協議会」を設置し、毎年度の木材利用実績と当年度の利用計画を把握し、計画の進捗状況を管理、検証し、必要に応じて目標等の見直しを行う。

(2) 大田市産木材の利用推進と安定供給のための推進体制

大田市産木材の安定供給と積極的な利用を推進するため、関係する各事業者及び団体の代表者を構成員とする協議会等を設置するものとし、木材の具体的な利用方法の検討などを行う。

(3) 木造化・木質化に努めるための検討体制

3.(1)及び新たな木質部材の活用については、必要に応じて、関係部局による検討の場を設ける。

附則 この計画は、平成25年4月1日より施行する。

附則 この計画は、平成28年4月1日より施行する。

附則 この計画は、令和元年9月2日より施行し、平成31年4月1日より適用する。

附則 この計画は、令和6年4月1日より施行する。